

# 【後期高齢者医療制度】 保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成26年度及び平成27年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決定しました。

被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

## 被保険者均等割額

**51,273円（被保険者全員が等しく負担）**

## 所得割率

**10.02%（被保険者が所得に応じて負担）**

- 保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額57万円です。（平成26年4月1日から保険料の上限が年額55万円から57万円に引き上げられました。）

**保険料 = 被保険者均等割額 51,273円 + {(総所得金額等 - 33万円) × 所得割率 10.02%}**

- 保険料の軽減…所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

### 被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入80万円以下）	9割
33万円以下	8.5割
33万円+ (24万5千円×被保険者数)以下	5割
33万円+(45万円×被保険者数)以下	2割

### 所得割額の軽減

被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除(33万円)後の 総所得金額等	所得割の軽減割合
	5割

### 被用者保険の被扶養者

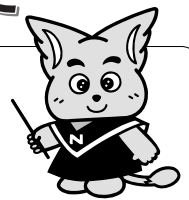
後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77 - 3614 由岐支所住民室 ☎ 78 - 2212

## 平成26年度 巡回年金相談所の開設について

- ★相談は電話予約による**完全予約制**を実施しておりますので、**相談希望日の1ヶ月前から**下記の電話番号で予約申し込みをお願いします。
- ★予約を受付する際には、相談者氏名・基礎年金番号・電話番号・相談内容等について確認をさせていただきます。
- ★相談当日は、年金手帳・年金証書（受給されている方）等をご持参のうえ、時間内にお越しください。（代理の方は、本人の署名・捺印のある委任状が必要です。）



### 相談日

※予約時間の5分前までにお越しください。

※予約後、ご都合により来所できなくなった場合は、事前にご連絡をお願いします。

相談場所	受付時間	26年									27年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牟岐町高齢者交流施設浜の家	10時～15時	3日	—	5日	—	7日	—	2日	—	4日	—	5日	—
阿南市商工業振興センター	9時半～15時半	—	1日	—	3日	—	4日	—	6日	—	8日	—	5日

【予約申し込み電話番号】 徳島南年金事務所 お客様相談室 ☎ 088-652-1511